

陸前高田市告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、その旨を告示する。

平成27年12月25日

陸前高田市長 戸羽 太



1 都市計画の種類

地区計画等（地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

陸前高田市気仙町字三本松、字荒川、字丑沢、字中井、字中ヶ谷、字川口、字内野、字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小淵及び字的場の各一部（別紙図書のとおり。）

3 都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所都市整備局都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。